

陳情番号	陳情第3号
件名	安全安心な保育を守り、職員が働き続けられる保育職場とするために、最低基準としての保育士配置基準を引き上げ、公定価格を抜本的に改善する意見書提出を求める陳情
受付年月日	令和6年1月22日
回付委員会	厚生委員会

(陳情要旨)

昨年6月に出された「こども未来戦略方針」や「こども大綱（中間整理）」では、75年ぶりに保育士配置基準の改善が明記された。これにより、保育所等の保育士配置について、各施設において1歳児の6対1を5対1に、4・5歳児の30対1を25対1にした場合、公定価格で運営費を上乗せする仕組みにするとしている。保育現場が求めてきたのは、どの地域、どの施設でも格差なく安全、安心な保育が保障されるための、政省令で定められた「最低基準」の引上げでの改善であり、既に行われている「3歳児配置改善加算」では常勤保育士を1人配置することが難しい現状からも、政府の対策は不十分である。

政府は最低基準の引上げをしない理由として、「保育士不足」の中で基準の引上げを行えば現場が混乱するとしているが、実際には、多くの施設で国の基準以上の職員を上乗せし配置していることも経営実態調査などから明らかになっており、確かな増員こそ保育現場の安全、安心が守られ、保育士の過重負担が減ることにつながる。見通しを持って保育士確保ができるよう、国が責任を持って、最低基準の引上げと、「保育士不足」となっている原因そのものを抜本的に改善することが必要である。

保育現場から聞こえてくるのは、何とか人手を確保しても定着せず、担任保育士すらも非正規で補っている。職員が辞めたら次を探せばよいではなく、子どもの人権が守られる保育のためにも職員が長く働き続けられることが必要という声である。この間各クラスに最低1名は必要だった常勤保育士を非正規2名に置き換えてよい等の規制緩和を行ってきており、子どもの生活が守られないばかりか、一部の職員の過重負担になるなど、一層働き続けられない職場となっている。こども大綱では、職員の処遇改善にも触れられており、政府の言う「人手不足」の解消のためにも、公定価格を大幅に引き上げて、いまだ全産業平均と7万円の格差のある賃金を引き上げること、休憩を取ることができなかつたり、就業時間内で事務時間を取ることができず過重な負担になっているような状況を改善するためにも、必要な職員を配置できるようにすることなどを本気で実現すれば、確実に保育現場で働きたい、働き続けたいと思う保育士が増える手立てはあり、対策は待ったなしである。

以上のことから、下記の要望項目について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対して意見書を提出するよう陳情する。

記

- 1 政省令上の保育士配置基準を抜本的に引き上げること。
- 2 保育所職員の賃金を引き上げ、全産業平均との格差をなくす公定価格にすること。

(意見書案文等掲載略)

結果	令和6年3月19日 内容を了知する。
----	--------------------